

基
本
統
計
調
査
票

厚生労働省

賃金構成基本統計所

(平成23年6月分)

この調査票に記入された事項について、監督以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。	
(1) 事業所の名称及び所在地	通話番号 ()-() 番(内線番)
記入担当者氏名	

事業所の主要な生産品の内容	
(2) 又は事業所の名称	

① 事業所の常用労働者数

区 分	常用労働者数	抽出率	抽出労働者数
正社員・正職員	男		
販賣業者において、正社員・正職員とする者	女		
常勤労働者には、			
期間を定めずには雇われている労働者			
のほか、			
常勤労働者には、			
・1ヵ月を超える期間を定めて雇われている労働者			
及び			
・日々又は1ヵ月以内の期間を定めて雇われている労働者の中、4月及び5月に、			
それぞれ18日以上食事休所に雇われたものを含みます。			
常用労働者計			

(3) 事業所の雇用形態別労働者数

① 事業所の初任給額及び採用人員

区 分	男		女		採用人員
	初任給額	採用人員	初任給額	採用人員	
高校	万 千 百 円	人	万 千 百 円	人	人
専修・短大					
大学					
卒業系					
技術系					
大学院					
修士課程修了					

個人取扱いの枚数	枚

※ 調査担当者	※ 調査担当者

記入上の注意

- 6月30日現在(給与締切日)の定めがある場合には、6月における最終の給与締切日(現在)又は6月1日から6月30までの期間(給与締切日)の状況について記入してください。
- 締切日以前1ヵ月間の記入については、「調査記録要算」をよくお読みください。
- 調査票は既又は荷物が一ルートで読み入してください。
- 職種の記入事項で該当区分のあるものは、該当する番号を1つだけ○で囲んでください。
- ※印欄は記入しないでください。

② 事業所の臨時労働者数

臨時労働者	分	臨時労働者数	抽出率	抽出労働者数
		人	人	人
		1		

(4) 企業全体の常用労働者数(作業所が属する企業全体(本社、支社、工場、営業所等)の常用労働者の総数をいいます。)

1	2	3	4	5	6	7	8
5,000人以上	1,000人~4,999人	500人~999人	300人~499人	100人~299人	30人~99人	10人~29人	5人~9人

(5) 新規事業所における新規事業者(民営の事業所のみ記入してください。)

① 貢献事業所の初任給額及び採用人員

区 分	男	女	採用人員
高校	万 千 百 円	人	万 千 百 円
専修・短大			
大学			
卒業系			
技術系			
大学院			
修士課程修了			

② ①の初任給額の確定状況

1 本年度の初任給額として確定したものである。
2 確定していないものである。

備考

本省 A

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために実施されるものであり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の対象となった事業所の方々へは、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出をお願いします。

**基
本
業
事
所
調
査
票**



厚生労働省

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号
大	中	小
[]	[]	[]
[]	[]	[]
[]	[]	[]
[]	[]	[]

(平成23年6月分)

記入上の注意
 1. 6月30日現在（給与締切日の定めがある場合には、6月における最終の給与締切日現在）又は6月1日から6月30日までの期間（給与締切日の定めがある場合には、6月の最終の給与締切日以前1ヵ月間）の状況について記入してください。
 2. 調査票の記入に当たっては、「調査票記入要領」をよくお読みください。
 3. 調査票は黒又は消字のボールペンで記入してください。
 4. 調査票の記入事項で該当区分のあるものは、該当する番号を1だけ〇で囲んでください。
 5. ※印欄は記入しないでください。

② 事業所の臨時労働者数

臨時労働者	常用労働者に該当しない労働者	臨時労働者数	抽出率	抽出労働者数
[]	[]	1	[]	[]

事業所の名称及び所在地	()-()番(内線番)
記入担当者名	
主要な生産品の内容	

(3) 事業所の雇用形態別労働者数

① 事業所の常用労働者数

区 分	常用労働者数	抽出率	抽出労働者数
常用労働者	人	人	人
正社員・正職員	男		
販売業所において、正社員・正職員とする者には、期間を定めずに雇われている労働者	女		
及び			
正社員・正職員以外	男		
販売労働者のうち、「正社員」・「正職員」以外の者には、期間を定めずて雇われている労働者	女		
を含みます。			
常用労働者計			

個人票の枚数	枚
--------	---

※ 調査者	※ 指定担当者
[]	[]

備考

用

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
 この調査は、対象となる事業所の方々に義務付けた報告書があり、報告の相否や懲戒報告については罰則があります。
 この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

(4) 事業所の常用労働者数(賃料業所が属する企業全体(本社、支社、工場、営業所等)の常用労働者の総数をいいます。)

区 分	常用労働者数	抽出率	抽出労働者数
1	2	3	4
5,000人以上	1,000人~4,999人	500人~999人	300人~499人

① 新規卒業者の初任給額及び採用人員
1 本年度の初任給額として確定したものである。 2 ベースアップが決まっていない等のため確定していないものである。

1. 新規卒業者は、原則として本年3月に学校教育法に基づく高等学校、専修学校を修了し修士又は大学院修士課程を修了した者並びに既に他の大学医学部及び准医学部、各科学校(准看護師養成所等)、看護師養成所、准看護師養成所等の卒業者は除きます。
2. 初任給額は、販賣業所に配属されている新規卒業者にについて、所定内給与額から課外手当を除いた額を記入してください。(現在内給与額は、から課外手当、休日手当、宿泊日手当等)を除いたものです。また、販賣業の場合は、四捨五入してください。
3. 採用人員のうち、本社等で一括採用し、支社等に配属した場合の人員は、配属先の支社等に含め、本社等から除きます。

※ 周 者
記入欄

賃金構成基本統計調査
事業所

この調査票に記入された事項
について、統計以外の目的
に使用したり、他に漏らしたり
することはありません。

(平成23年6月分)



厚生労働省

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号
[]	[]	[]
大	中	小
[]	[]	[]
[]	[]	[]
[]	[]	[]
[]	[]	[]

(1) 事業所の名称 及び所在地	連絡先電話番号 ()-(記入担当者氏名)	番 (内線番)
(2) 主要な生産品の名称 及び内容		
(3) 事業所の雇用形態別労働者数 ① 事業所の常用労働者数		

区 分	常用労働者数	抽出率	抽出労働者数
男	人	人	[]
女	人	人	[]

常用労働者	正社員・正職員 販売業所において、 常社員・正職員とする 者	男	人	[]
常社員には 常用労働者は 1か月を経る期間を定め て雇われている労働者 のほか、 1か月を経る期間を定め て雇われている労働者	女	人	[]	
及び	正社員・正職員 以外 常用労働者のうち、 「正社員・正職員」以 上に記されたもの を含みます。	男	人	[]
	女	人	[]	
常用労働者計				

(3) 事業所の雇用形態別労働者数
② ①の初任給額の確定状況

1 本年度の初任給額として確定したものである。
2 ベース・アップが決まっていないものである。 確定していないものである。
※ 調査者 担当者
※ 局長 署
個人票の枚数

記入上の注意
1. 6月30日現在 (給与終切日の定めがある場合には、6月における最終の給与締切日現在)
又は6月1日から月30日までの期間 (給与締切日の定めがない場合には、6月の最終の給与締切日以前1か月間) の状況について記入してください。
2. 開設登録の記入に当たっては、「開設登録必要箇所」をよくお読みください。
3. 謹意票の記入又は専用のボールペンで記入してください。
4. 謹意票の記入又は専用のボールペンで記入して下さい。
5. ※印欄は記入しないでください。

② 事業所の臨時労働者数

臨時労働者	常用労働者に該当しない労働者 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者 がいかつかない月において1ヶ月以下であるもの	区 分	臨時労働者数	抽出率	抽出労働者数		
1	2	3	4	5	6	7	8
5,000人以上	1,000人~4,999人	500人~999人	300人~499人	100人~299人	30人~99人	10人~29人	5人~9人

(4) 企業全体の常用労働者数 (営利事業所が属する企業全体 (本社、支社、工場、営業所等) の常用労働者の総数をいいます。)

1	2	3	4	5	6	7	8
5,000人	1,000人~4,999人	500人~999人	300人~499人	100人~299人	30人~99人	10人~29人	5人~9人

(5) 新規学卒者の初任給額及び採用人員 (民営の事業所のみ記入してください。)

① 貸事業所における新規学卒者の初任給額及び採用人員	男	初任給額	採用人員	初任給額	採用人員
区 分	万 千 百 円	人	万 千 百 円	人	万 千 百 円
高校	[]	[]	[]	[]	[]
高等・短大卒	[]	[]	[]	[]	[]
大学本科	[]	[]	[]	[]	[]
大学技術系	[]	[]	[]	[]	[]
大学院修士修了	[]	[]	[]	[]	[]

② ①の初任給額の確定状況

1 本年度の初任給額として確定したものである。
2 ベース・アップが決まっていないものである。 確定していないものである。
※ 調査者 担当者
※ 局長 署

事業所控
1. 新規学卒者は、原則として本年3月に学校教育法に基づく高等学校・専門・大学・大学院修士課程を修了し修了証を卒業又は取得した者若しくは取得見込みの大学修業部、専修学校、各種学校(准看護師後成所、看護師養成所等)を卒業した者をいいます。
2. 初任給額は、貢献業者について、所定内給与額から通勤手当を除いた額を記入してください。(所定内給与額は、きまとつて支給する現時間外手当、深夜手当、休日手当、信日手当等)を除いたものです。
また、賃与は含みません。)
100円未満の端数は、四捨五入してください。
3. 採用人員のうち、本社等で一括採用し、支社等に配属した場合の人員は、配属先の支社等に含め、本社等から除きます。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となる事業所の方々には悉く報告書があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出をお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

